

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 松山市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.2%
全職員	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.9%
本庁課長相当職	96.6%
本庁課長補佐相当職	99.3%
本庁係長相当職	92.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.7%
31～35年	95.2%
26～30年	88.4%
21～25年	88.3%
16～20年	87.2%
11～15年	90.2%
6～10年	96.0%
1～5年	91.7%

【説明欄】

男女の給与の差異は次の理由が挙げられる。

①扶養手当は、男性が受給している場合が多い。

②男性は、常勤職員（正職員）の割合が高く、会計年度任用職員など常勤職員以外の職員は、常勤職員に比べ給与水準が低く、女性の割合が高い。

※常勤職員よりも短い勤務時間の職員は、常勤換算した職員数により平均給与額を算出

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	11.4%

【説明欄】

※令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
※管理的地位にある職員とは、部長級・副部長級・課長級の職員を指す。

《参考》 男女別管理職登用比率

区分	令和 8 年度
男性	8.6%
女性	2.1%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	10.3%
本庁課長相当職	12.1%
本庁課長補佐相当職	13.8%
本庁係長相当職	25.2%

【説明欄】

※令和 8 年 4 月 1 日時点の職員数を基に算出している。
※各区分との対応関係及び割合は以下のとおりである。

区分		令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	部長級	10.0%
	副部長級	10.3%
本庁課長相当職	課長級	12.1%
本庁課長補佐相当職	主幹級	13.8%
本庁係長相当職	副主幹級	20.6%
	主査級	29.1%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	101.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	1.5%	—	—	—
1週間以上2週間未満	3.0%	—	—	9.1%
2週間以上1月以下	59.1%	—	—	9.1%
1月超3月以下	15.2%	—	—	—
3月超6月以下	13.6%	3.0%	—	18.2%
6月超9月以下	3.0%	3.0%	—	9.1%
9月超12月以下	4.5%	15.2%	—	45.5%
12月超24月以下	—	39.4%	—	9.1%
24月超	—	39.4%	—	—

【説明欄】

※育児休業取得率には、令和7年度より前に子が生まれたものの、その年度には取得せずに、令和7年度に新たに取得した職員が含まれるため、常勤の男性職員で取得率が100%を超えた。
※取得対象者がいない場合は、該当区分欄を「—」としている。

本市では、育児休業の取得を進めるため、出産や育児に関する説明会を開催し、制度の紹介と併せて、育児休業取得者の体験談を共有する等、職員の不安軽減につながる取組を実施している。
また、育児休業の取得期間の検討や休業中の生活設計に役立つよう、育児休業期間の収入の状況を計算できる収入シミュレーションシートを提供している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	16.1 時間／月
内部部局等以外	10.7 時間／月

【説明欄】

※内部部局等は本庁、内部部局等は出先機関を指す。

男女別の内訳は以下のとおりである。

区分	令和7年度	
	男性	女性
内部部局等	17.6 時間／月	13.7 時間／月
内部部局等以外	12.2 時間／月	9.1 時間／月